

## G30の推進について

### 1 平成 19 年度（4 月～1 月）ごみ量の状況について

平成 19 年度 4 月から平成 20 年 1 月のごみ量は 84 万 2 千トンで、平成 13 年度の同時期に比べ、38.4%減少（▲52 万 5 千トン）しています。

なお、燃やすごみについては、33.6%減少（▲25 万 7 千トン）し、事業系ごみについては、46.8%減少（▲26 万 8 千トン）しています。

また、市民ひとり一日あたり燃やすごみの量（原単位）は、36.6%減少しています。

#### (1) 平成 19 年度（4 月～1 月）のごみ量

【単位:トン】

		市全体		家庭系ごみ		燃やすごみ		事業系ごみ	
			対13年度		対13年度		対13年度		対13年度
4 月 ～ 1 月	13年度実績	1,367,133		793,905		765,026		573,228	
	19年度実績	842,120	-525,013 -38.4%	536,900	-257,005 -32.4%	507,850	-257,176 -33.6%	305,210	-268,018 -46.8%
年 間	13年度実績	1,609,155		934,761		900,826		674,394	
	19年度目標	1,028,000	-581,155 -36.1%	648,000	-286,761 -30.7%	615,000	-285,826 -31.7%	380,000	-294,394 -43.7%

※「家庭系ごみ」とは、燃やすごみと、粗大ごみ及び資源物として回収したもののうち、資源化できなかったものと、不法投棄等  
その他のごみの量を足したものです。

※19年度実績は速報値であり、10トン未満を四捨五入しています。

#### (2) 平成 19 年度（4 月～1 月）の燃やすごみ量・原単位・人口

	13年度 4月～1月	19年度 4月～1月	増減量 (対H13年度)	増減率 (対H13年度)
燃やすごみ量(トン)	765,026	507,850	-257,176	-33.6%
原単位(g/(人・日))	722	458	-264	-36.6%
人口(千人)	3,461	3,625	164	4.7%

※「原単位」とは、市民ひとり一日あたり燃やすごみの量です。

※「燃やすごみ量」は、4月～1月の燃やすごみの量を累計した値です。

※「原単位」は、4月～1月の各月の原単位を平均した値です。また、「人口」は、4月～1月の各月の人口を平均した値です。

## 2 ごみの分別ルール違反者への罰則制度について

### (1) 分別違反者への手続き（勧告・命令・過料）

平成 20 年 5 月 1 日（木）から実施します。

※ 決められた分別区分や排出方法等に従うことの義務化については、平成 19 年 9 月 28 日から実施されています。

※ 5 月 1 日から集積場所での調査や指導等を開始します。

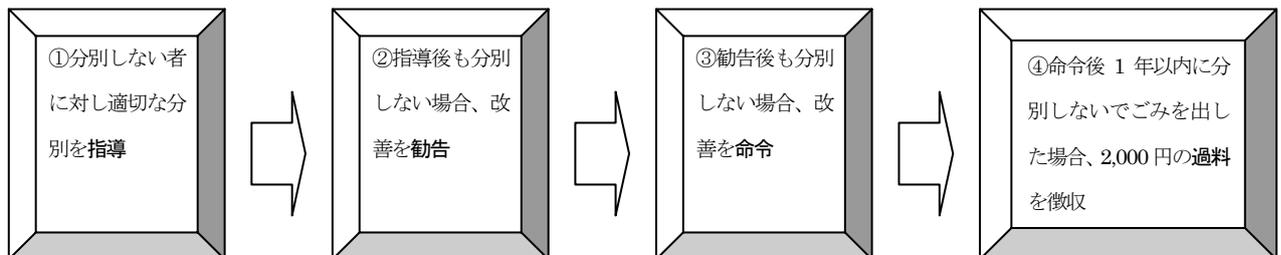
### (2) 一般廃棄物処理計画

平成 20 年 2 月 4 日、収集回数の変更に伴う一般廃棄物処理計画の改正にあわせ、別紙のとおり「分別区分」及び「排出方法」等について、定義がより明確になるように改正しました。

### (3) 実施方法等

#### ア 手続きの概要

- 分別していないごみ袋等については、開封して調査を行い、ごみ出した家庭を特定し、指導をします。
- 指導後も分別区分に従わない者に対しては、勧告、命令を行います。
- 命令後 1 年以内に、分別区分に従わずにごみを出した者には、罰則（過料 2,000 円）を科します。
- 調査や指導、勧告・命令・罰則の手続きについては、すべて本市職員が行います。



※ 事業者についても同様な手続きを行っていきます。事業者の場合は、勧告後もルールを守らないときには、事業者名等を公表します。また、命令を受けた者が、分別区分、排出方法に違反してごみを、横浜市の処理施設に搬出したときは、ごみの受入を拒否します。

#### イ 対象者

- 分別ができるのに、分別しようとならない人が対象です。
- 勘違いなどにより、分別区分を誤って排出した場合は、勧告・命令・過料の対象にはなりません。

## 3 主な施設整備の状況について

- ・港南工場焼却設備撤去工事は、平成 19 年 9 月末で焼却設備及び煙突など全ての撤去が終了しました。現在は建物の一部を分別収集した古紙・古布のストックヤードとして活用しています。
- ・栄工場焼却設備（屋内部）撤去工事は、平成 19 年 8 月末で焼却設備及び煙突の撤去作業が終了し、現在は工場棟の一部を改修する工事を行っています。平成 20 年 8 月からは分別収集した古紙・古布及び粗大金属のストックヤードとして活用していきます。
- ・保土ヶ谷工場は稼働後 26 年が経過し、設備の老朽化が進んでいるため、焼却設備など基幹的設備の大規模補修を行っています。工事は平成 20 年 9 月末に完了する予定です。
- ・ごみや資源物の計量結果をより迅速に把握するために、既設計量装置の改修工事を実施するとともに、必要な施設に計量機の増設を行っています。
- ・神明台処分地第 7 次 3 期埋立地の施設整備工事は本年度末で全ての工事が終了し、平成 20 年度から焼却灰等の埋立を開始します。

一般廃棄物処理計画(抜粋)

5 収集・搬入計画

(1) 区域

横浜市全域

(2) 分別の区分と排出・収集運搬方法等

ア ごみ

(ア) 家庭ごみ

	分別の区分	説明		排出方法	収集運搬方法	
家庭ごみ(イ)、(ウ)を除く一般廃棄物)	1	プラスチック製容器包装(※1)	商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(この表の2項のペットボトルに該当するものを除く。)であって、次に掲げるもの(1)箱及びケース (2)瓶(3)たる及びおけ (4)カップ形の容器及びコップ (5)皿 (6)くぼみを有するシート状の容器 (7)チューブ状の容器(8)袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器(10)容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11)容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12)包装	集積場所ごとに指定された曜日の朝8時までに排出(※2)	中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ、又は拭いて、中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可、以下「半透明の袋」という。)又はふた付きの容器で排出	週1回、集積場所にて収集
	2	缶・びん・ペットボトル	商品の容器のうち、缶：鋼製又はアルミニウム製の缶(カップ形のものを含む。)であって、飲食品(飲み薬を含む。以下「飲食品」という。)が充填されたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状などを有する容器であって、飲食品が充填されたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状などを有する容器であって、飲料又はしょうゆが充填されたもの		ふたをはずし(缶はふたが本体と分離した場合に限る。プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装として、金属製のふたは小さな金属類として排出)、中をすすいで、半透明の袋又はふた付きの容器に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出 缶・びんはつぶさずに排出 ペットボトルについては、ラベルをはずし(プラスチック製のラベルは、プラスチック製容器包装へ排出)、つぶして排出	週1回、集積場所にて収集
	3	小さな金属類	主として金属でできているもの(以下「金属製」という。)で、一辺が30cm未満のもの(この表の2項及び7項に該当するものを除く。)		袋に入れずに排出(ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは、新聞紙などで包み品目名を表示して袋に入れる。)	週1回、集積場所にて収集(缶・びん・ペットボトルの日に収集)
	4	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙(新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙) 汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石鹸の個別包装紙は除く。		新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を品目ごとにまとめ、ひもでしばって排出(その他の紙で大ききの揃わないものや、細かい物は、紙袋又は半透明の袋に入れて排出)	月2回、集積場所にて収集※地域によっては月1回、又は収集しない場合あり
	5	古布	主として繊維でできている製品。(この表の10項に該当するものを除く。)		半透明の袋又はふた付きの容器で排出	
	6	乾電池	1次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ(マンガン)乾電池、ニッケル系1次電池、リチウム電池		半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週2回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集)
	7	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶。(カートリッジ式ガスボンベを含む。)		中身を出し切り、半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週2回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集)
	8	燃えないごみ	ガラス製品(この表の2項に該当するものを除く。蛍光灯、電球を含む。)、陶磁器製品		購入時の箱や新聞紙などで包み、品目名を表示して排出	週2回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集)
	9	燃やすごみ	この表の1から8までの項及び10項に属さないもの(5(3)収集しないごみの「排出禁止物」を除く。)		半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週2回、集積場所にて収集
	10	粗大ごみ	金属製のもので、一辺が30cm以上のもの及び金属製以外で50cm以上のもの(5(3)収集しないごみの「排出禁止物」を除く。)	電話又はインターネットによる申し込み後、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの)を貼付して、指定された日に指定された場所へ排出電話又はインターネットにより申し込んだうえで、排出者自らが5(4)に定める搬入先に搬入することができる。		申し込みの際に指定した日及び場所にて収集

※1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装(ペットボトル以外のもの)のこと。

※2 この表の1から8までの項(8項は、蛍光灯、電球に限る。)については、排出者自らが、資源循環局事務所へ持ち込むことができる。また、8項(蛍光灯、電球を除く。)及び9項については、資源循環局事務所へ申込み、排出者自らが、6(1)に定める施設に搬入することができる。

(イ) 事業系ごみ

		分別の区分	排出方法	収集運搬方法
		説明		
事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	1	資源化可能な古紙 新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋など）資源化に適さない可能性のあるもの（※1）は除く。	当該事業活動を行う敷地内に排出5（2）ア（ア）家庭ごみの「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、6（2）において指定する施設まで運搬し排出	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出 排出事業者自らが運搬又は専ら物業者（※2）若しくは排出事業者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬
	2	資源化可能な古紙以外 この表の1項の分別の区分に属さないもの（6（3）横浜市が処理しない廃棄物を除く。）		産業廃棄物を混入させずに排出ただし、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物（以下「混合物」という。）であって、それらを分離させることができない場合又は混合物を排出時に分離させないことについてやむを得ない事情があり、かつ処分先で分離されることが確実である場合はこの限りではない。 排出事業者の混合物を運搬する者は、本市の一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得していなければならない。
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化、及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たす事業所に限る。）	5（2）ア（ア）家庭ごみの分別の区分に準ずる。	5（2）ア（ア）家庭ごみの排出方法に準じ、かつ排出時の半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	住居に併置する事業所は、5（2）ア（ア）家庭ごみの「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出 福祉関係事務所は指定された場所に排出	5（2）ア（ア）家庭ごみの収集運搬方法に準ずる。

※1 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント等の昇華転写紙）、ターボリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。  
 ※2 専ら物業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者をいう。